

第2回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和2年12月21日（月）10時～12時00分

場所：八尾市役所8階 第2委員会室

【出席者】

（委員）

7名

【欠席者】

1名

（オブザーバー）

1名 大阪府教育庁文化財保護課文化財企画グループ職員

（事務局）

5名 生涯学習担当部長、文化財課課長、文化財課長補佐、文化財課係長、文化財課副主査
（傍聴）

0名

【議事内容】

1. 史跡由義寺跡の保存・活用について

- ・令和2年度 史跡由義寺跡の発掘調査の成果
- ・今後の計画（令和3年度にむけて）

【報告】

1. 史跡由義寺跡保存活用計画の認定について

2. 史跡高安千塚古墳群の追加指定（郡川西塚古墳・服部川支群）

【配布資料】

- ・令和2年度史跡由義寺跡発掘調査報告
- ・報告2 史跡高安千塚古墳群の追加指定 資料

【議事録】

1. 調査担当者より調査成果の報告を行い、委員の意見をお願いした。

（1区について）

D委員：1区で平城宮V期の碗や皿が出土していますが、出土地点はどのあたりですか。

事務局：調査区中央やや西側で確認しました。

D委員：土器の残り具合はどうですか。

事務局：土師器の坏は完形で出土しています。そのほか完形に近い須恵器の坏を確認しています。

A委員：最も新しい土器はいつのものですか。

事務局：奈良時代後期頃になります。

A委員：落込みS01が奈良時代の遺構だとすると、かなり大きな池のようなものがあることになります。

今回の調査で東西の広がりは確認できましたが、南北方向はどのように広がりますか。大きな池のようなものなのか不思議に思います。塔のすぐ近くにこのような落込みがあることについて、何か見通しは持っていますか。

事務局：遺構の性格はわかりませんが、完形の古代瓦が出土していることや、区画整理C区でも同一の標高で西方向の落込みと、埋土から完形の丸・平瓦が出土していることから、塔より西側に大きな落込みが存在すると推定されます。

A委員：元々地形が低くなっていた可能性はありませんか。

事務局：1区から西に3、40m地点で実施した個人住宅の浄化槽の調査で瓦溜りを確認しており、その辺りまで続く可能性があると思います。埋土も緑灰色のグライ化した粘質シルトの中に平瓦の完形品が含まれていました。

D委員：伽藍の位置関係から西側に段差として落込んでいる可能性もあるのではないかと思います。

事務局：区画整理C区では、平面で落込みは確認できていませんが、調査区西側で検出した中世の井戸を断割りした際に断面で確認しています。

A委員：区画整理C区で落込みを確認した場所を明示しておく必要があります。それによって、1区から南側にどのように延長するかが想像でき、直線的なのか、いびつな形をしているのか検討ができます。既往調査から奈良時代に関連する遺構を洗い出して頂きたいと思います。

C委員：1区の落込み遺構については、D委員は人工的な段かもしれないとイメージされていたかと思いますが、資料2の層序模式図をみますと、6層と7層の奈良以前の土がありますが、西側と東側で地山の土が変わっていると思います。もしかすると、一つは、人為的な段も考えられますが、自然の落込みになる可能性もある感じがします。自然地形を念頭におきながら、建物を配置しているはずですので、そのあたりを留意されるとよいのではないかと思います。

A委員：地盤が低いというだけであれば、奈良時代からそうであった可能性もあるかもしれませんが、これは今後調査成果をまとめていく中で景観の変化についても留意する必要性に繋がる意見だと思います。

(1、5区以外の調査区)

F委員：3区の東西溝はしっかりした溝ですか。遺構の残り具合はどのような状況ですか。

事務局：溝の厚みは20cm前後、断面皿状に残る状況で当時の遺構検出面は削られています。

F委員：この溝は、29-10区では確認出来ていますか。

事務局：同じ深さまで調査していますが、確認出来ていません。

B委員：資料2では3～5区で奈良時代の土層が残っているようですが、この中に由義寺の時期の土器は含まれていませんか。

事務局：5層から遺物の出土はほとんどありませんが、3区で放射状暗文のある平城宮IV～V期に位置付けられる土師器の高坏の細片が見つかっており、由義寺の時期に関連する遺物と考えています。

B委員：由義寺に関連する可能性が残っているということですか。

事務局：5区以外は、13世紀初頭頃の耕作の影響によって、奈良時代の遺構を確認することは難しいと思います。

D委員：6層に遺物は入っていませんか。

事務局：今回の調査では、確認できませんでした。

(5区について)

C委員：3区と5区で古代瓦が出土していますが、出土遺物の所属年代から13世紀初頭と位置付けていますが、新しい時期と古い時期の土器の残り具合や量比について教えてください。

事務局：5区の瓦溜りから残りのよい瓦器の口縁部や高台を確認しています。古代の土師皿も出土していますが摩滅を受け、残りは良くありません。

E委員：5区検出の瓦溜りが建物跡かどうかは気になるのですが、調査区の範囲だけでは結論付けられません。

F委員：5区でL字状の凝灰岩が見つまっているようですが、どのようなものですか。生きている面はありますか。

事務局：表面は摩滅しています。

A委員：まとまって見つまっている印象を受けますが、これだけでどこの部材かどうかを判断するのは難しいです。

D委員：L字の部分は生きていますか。

事務局：摩滅が激しかったです。

D委員：新調された凝灰岩が由義寺に持ってこられたかどうか問題ですが、平安宮の発掘調査で出土する凝灰岩は表面が摩滅しており、長岡京からもってきているものも同じ状態です。そのため、今回の由義寺で見つかったものも、人為的に基壇外装に使われていた凝灰岩片というイメージを持っています。平安京、西寺の須弥壇の発掘調査でも抜き取られたあとの破片が須弥壇の抜き取り周辺に落ちており、今回、それと同じような状況でした。

B委員：それは何を意味しますか。

D委員：基壇縁がかなり近いということです。

A委員：残されている凝灰岩は、完全に面を持っている状況ではなく層になったもので、基壇に使われたかは分からないが、基壇の縁辺を示す可能性が高いものではないかということでしょうか。

D委員：破片が大きく、自然に入ることは考えがたいです。基壇縁が解体されて周囲に捨てられた凝灰岩の可能性が非常に高い印象を持ちます。北側の奈良時代の整地層については、しっかりした整地を行っていて、土質も異なっていました。ですから、削られているのは間違いないでしょう。凝灰岩片が出ているのが瓦溜りの北端である状況から、北側に何らかの構築物があって、それが抜かれた時に層となって残っていた。それが、列状に並んでいるイメージです。

E委員：凝灰岩の散布が瓦溜り北側に集中しています。現場では、基壇外装の抜き取り痕跡を断面で探すようにお願いしました。北側については、全く瓦がないので、大きな建物基壇が削平された形態であると認識しました。つまり、建物の南辺を確認している状況でしょうか。L字の凝灰岩は実際のものを見ないとわかりません。生きているとすれば、羽目石のコーナー部分はL字につくので、その部分である可能性はあると思います。

D委員：瓦溜りから桶巻きの瓦は出土していますか。あるいは古い瓦はありますか。

事務局：桶巻きの瓦は一部出土していますが、すべて確認できていません。

E委員：現場で瓦は全て取り上げていますか。

事務局：現地保存をしています。

A委員：瓦が北か南から捨てられたかどうか堆積状況がわかると、先ほどのように北側に建物が存在したことを肯定できる根拠の一つになるのではないかと思います。瓦の出土が止まることについては、建物の縁辺部を示している可能性が高いのではないかと思います。基壇の土としての評価はいかがでしょうか。

D委員：現地で確認した状況では、奈良時代の整地層という感じで版築層ではありません。3区の5層から暗文の土師器が出たように、奈良時代の大規模な整地を行った土であると考えています。掘込地業をしておらず、そこに建物があった場合、そのまま積み上げた版築の建物が削られて、何も見えていない状態であろうと思います。版築ではなかったように思いますが、E委員はいかがでしょうか。

E委員：しっかりと見えていないのですが、明瞭な版築ではなかったです。ただ、塔基壇も版築みた

いな自然堆積みたいな曖昧な形でしたし、掘込地業もわずかにあるかどうかもわからない形でしたので、このあたりの版築はどのようにするのが明確ではないので、今後も精査していければと思います。

A委員：塔も明確な版築ではなかったことも含めて検討していかなければならないと思います。5区について議論してきましたが、これは次回の調査にも関わってくると思います。

E委員：5区は削平を免れていて、他の部分は削平を受けていることについては何か理由があるのでしょうか。田んぼの古い字界であるとか。

事務局：十分な調査はできていませんが、坪境を含めて確認したいと考えています。それによって、居住域が区画整理C区に集中していますので、この近くに坪境があって、住居とそれ以外で区切っていたのではないかと考えています。5区周辺については、45年前に水路や北側の道路を掘った際にも瓦が見つかっていますので、このあたりについては遺構が残っている可能性が高いと考えています。

D委員：5区の西と南を流れる水路は新しいものですか。

事務局：元々西側の字名「大門」のあたりに曙川があって5区のL字形に曲がった水路については新しく開削したものです。

D委員：現地でも気になっていたのですが、90度で水路が曲がって北西に流れるといった不思議な流路になっています。何故このような水路になっているのか。北側にいきますと、ずっと水路が続いていて、おそらくこのあたりで字名が変わっていると思います。北側は字名が「堂後」となりますし、新しい水路であれば、真っ直ぐにしたいと思います。あえて90度曲げて北西に流す水路になっているということは、何らかの高まりを避けて水路が構築されたのではないかと思います。水路の形状がいつまで遡るのか、或いは古い水路であるならば、この水路の形が建物の南西隅部分を避けて構築されているのではないかと。それが最終的には、基壇側に削られて、水路の形だけが残ってしまったということも考えておく必要があると思います。5区の周りを調査するときにこれを留意してください。基壇西辺がこの水路に関わってくる可能性があるかもしれません。そのあたりも含めた調査区設定をしていただければと思います。現在の航空写真でも水路の形から四角い建物が立っているように見えてくるので、注意しておく水路であると思います。

A委員：建物を避け、雨落ち溝がそのまま水路に使われることもよくあります。保存活用計画の際に古い地図を集めていたかと思いますが、次の調査区を設定する上で、参考資料で古地図類を添付して頂いて、水路がある位置についても参照したいので、次回の会議の折に用意して頂きたいと思います。

E委員：地形の話でいいますと、5区の北の道路部分から北の辺りは高いです。そして一段落ちて西側がだんだん低くなっている感じなので、今回見つけた建物がどういうものを示唆する地形であったことも現地を確認して思いました。「堂後」あたりが畑になっていて、そこから北側のほうは周りより軸線のあたりが高い感じに残っているので、もとの地形を精査することは必要だと思います。

A委員：「弓削寺」を建てる時には、一番よい条件の地形を選んでいるということを考えていくと、そういった場所のほうがより古く、伽藍の展開していった可能性があるのではないかと思います。史跡地外に伸びていってしまいましたが、そういうことも地形が教えてくれているのかもしれない。

(総括)

A委員：今年度の調査を総括してのまとめとなるかと思いますが、いかがでしょうか。課題ということでも構いません。

B委員：今回発見されたものを含めて、現時点で由義寺について大きさやどのような特徴もった寺院なのか。どのようなイメージを持てばよいのか。或いは持てるのか。その辺りについての見解はいかがでしょうか。

事務局：史跡指定地内については、塔以外で奈良時代の層が残っているのは5区周辺しか見つかっていません。そのほかは、区画整理C区から13世紀代の遺構がたくさん見つかっています。その中には、瓦を使った井戸枠も見つかっています。13世紀初頭頃に寺院は廃絶し、別のものに作り変えられたと思われまます。井戸についても今後評価していく必要がありますが、農村ではない集落がここにあったと思われ、瓦器碗の出土状況から、少なくとも13世紀初頭にはこの地域は大きく改変されたと考えられます。1区で西側に落ち込みが確認され、奈良時代になるかはわかりませんが、同時代性があれば、この遺構についてもどう評価していくのか。建築資材等の搬入も含めて検討する必要がありますが、今後の課題として考えています。今後につきましては、5区周辺をどうしていくのかという課題が残っています。また、13世紀代の遺構から、由義寺のその後についても考えていかなければならないですし、これをどのように史跡整備に活かしていくかを考えています。

B委員：イメージとしては、塔は格別に大きく、その他の伽藍なり配置については、普通のものでイメージしたらよいということでしょうか。

事務局：伽藍については、おそらくこの調査区から外に出る可能性が高いです。

B委員：塔だけが大きく、或いは称徳天皇のときに新しく建てられた可能性はあるでしょうか。

事務局：ないとは言えませんが、続日本紀の記事からみてもその可能性はあると思います。

A委員：確認しなければならないことは、前の審議会に出ていましたが、塔の周りに回廊が巡ることを想定して調査区を設定したと思います。その話はどこにいったのでしょうか。塔周辺にその可能性が残っているのかどうか、いや、西側の状況から可能性がなくなったと考えるのか、このあたりについてはいかがでしょうか。

事務局：今回1～3区で大きな削平を受けているため、現時点であるともなかったとも明確に判断できないのではないかと考えています。

A委員：調査前の問題意識と成果の両方をすり合わせて現状わかっていることや課題が整理できたと思います。以上のような意見を参考にさせていただければと思います。それでは、次年度計画されている調査について説明をお願いします。

2. 事務局より、令和3年度以降の調査計画について説明

(調査について)

F委員：来年度は全体の計画スケジュールの中でどのような位置付けでしたでしょうか。

事務局：令和2年度は史跡指定地内で塔基壇周辺の建物を確認するための調査を実施し、5区で新たな成果が出ましたので、5区を発掘したうえで、遺跡の広がり把握し、史跡整備に活かしたいと考えています。併せて、保存活用計画を踏まえ、整備の基本計画の策定を進めたいと考えています。

C委員：5区で建物を想定されているようですが、ここにくるとすればどのような建物がありますか。

想定する建物の形によってはトレンチの入れ方などにも関わってくる話だと思います。

A委員：担当者はどのように想定していますか。

事務局：西大寺を参考にすれば、中大門が考えられ、相模国分寺の例から金堂も考えています。

F委員：調査区を既指定地のみに設定しているのは、何か意味があるのでしょうか。未指定の北東部分はどのような状態ですか。

事務局：史跡指定地内のみ調査区を設定しています。史跡境界から外側はアスファルト舗装しています。

A委員：道路用地ですが、ここにいつ踏み込むのかが問題となってきます。来年度の調査では、史跡地内で調査し、そこで遺構が確定すれば、いずれは進めていかなければならないところだと思います。この辺りの戦略はいかがでしょうか。

D委員：来年度の調査は、新規A～C区のほか、5区の再発掘をお願いしたいです。今回の調査区も出して広い形でB区を調査しないと遺跡は見えてこないと思います。それを見た上で、ギリギリまで5区の西側と水路の間を開けてほしいです。つまり、瓦溜りの曲がる部分を見つけることができれば、建物の展開がかなり見えてきます。そうすると、位置的状況から道路予定地に建物が広がるのはだれが見ても明らかとなりますので、今後の史跡地の追加の戦略をたてる上でも西辺を当てることは非常に大事なことだと思います。たぶんA、C区は瓦がいっぱい出るだけでわからないと思います。やはり瓦溜りと全く瓦がない奈良時代の整地層との境界線の北への折れるところをできるだけ精査できるように調査に望んでいただきたいです。

A委員：建物であれば、コーナーを出して頂きたいです。それが手がかりになるということです。5区を再発掘して、東のB区や西側部分でもできれば拡張してほしいとのことですが、予め拡張案を盛り込んでおいて、府との協議もその内容で進めていただければと思います。

C委員：以前現場で探査が困難な場所があると聞きましたが、史跡地内で探査はできませんか。5区の周りが難しければ、ほかの範囲では探査は可能ですか。

事務局：仮整備の盛土が2m近くあり、5区そのものでも上面で鉄筋などの攪乱がありますので、そのような状況でも探査が可能であれば、できるかと思います。

C委員：天理大学で機械を持っておられますし、解析をされている同志社大学の先生から伺ったところ、2m以上でもやり方によっては可能との話で、発掘調査で最終的に確認することも必要ですが、このような広い遺構を対象とする場合には、探査で事前に予め当たりをつけておいて発掘することも効率的でもありますし、全体像を見通すうえでは必要だと思いますので、発掘調査以外の非破壊の手法も取り入れてはどうでしょうか。今回、5区でこれだけ瓦溜りが出てくると物理的にも瓦があたるところとそうでないところでは、反応が違うはずですから、他の地区においてもそのような状況があるのであれば、上手く反応が出るのではないかと思います。可能であれば、来年度の発掘調査と合わせて調査区以外の部分で事前探査をして、次の年、或いは2年後の調査に繋げていくとよいのではないかと思います。

A委員：探査の有効性は土中の様相によりますが、綺麗な土ではあれば下が見えてくるのではないのでしょうか。将来的に北側が問題になってきた場合に、畑地では、盛土はかぶっていないので、かなり有効かと思いますが、特に瓦溜りなどには有効であることはわかっていますので、将来の計画も含めて織り込んでいくことは取り組んで頂きたいと思います。

E委員：来年度の調査区はこれでよいと思いますが、D委員の指摘された西南隅を見つけることは重要だと思います。それだけでもこの建物が何かというのは決着しないと思います。そのためには、建物の間口や奥行など、どこでもいいので、一辺でも長さを確認しなければなりません。でき

れば東西方向、南北方向が見つければ、基壇の大きさが最低わかりますので、ある程度の建物の推定ができると思います。そのためには、道路予定地に踏み込んでいかないと八方塞がりになってしまう状況になるので、どうしようもない。ここの調査に向けての段取りづけを来年度していただく必要があると思います。できればその部分についても検討して頂きたいと思います。

D委員：5区の北側の里道より北側はどのような状態でしたか。

事務局：畑です。

D委員：この部分こそ電探などで調査して、反応すれば、瓦溜りが北側に巡っているということが見えてくるのではないのでしょうか。

A委員：東西に長い反応を見つければ、何らかの形で北辺を当てられる可能性が高いので、その余地はあるかもしれません。そもそも、保存活用計画のなかでは、このような史跡地外も積極的に調査を進めていくという文案でしたが、整備を進めていくことも大事ですが、周辺地に対する検討、研究、調査を進めていくことを書いていましたので、それも進めて頂く必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：北側に建物の本体があるということは以前より考えており、今後、その部分に踏み入れていかなければならないと思っていますし、史跡の拡張も検討すべきではないかと考えています。ただ、まずは、史跡地内を形にして、市民の方に周知したうえで、北側にも発掘調査を広げ、史跡範囲を広げていき、その時に道路用地をどうするのかという問題は避けられませんが、まずは、市民に由義寺跡を認知していただいたうえで、道路部分について決着をつけていきたいと考えています。

B委員：5区の重要性はよくわかるのですが、1～4区についてはこれで良いのでしょうか。何か希望とありますか、見通しはないのでしょうか。

事務局：平成29年度に6、9、10区等を発掘しておりますが、今回の2～4区の状況とあまり変わりません。おそらく13世紀代の改変があったと思います。

A委員：落込みS01のような大きな落ちないしは段は、今後整備の中ではどう表現するのかが問題となってきます。表現するとしたら、一定程度の範囲とか深さが必要ですし、どこまで追跡するのか、或いは整備計画がなった後で改めて確認するのがよいのか、そのあたりの考えを教えてください。

事務局：5区を除いて言いますと、奈良時代の遺構であれば、議論もありますが、落込みと塔基壇がありますし、そのほかに考えているものは、区画整理C区の奈良時代の以後の遺構を含めたものの表示の仕方、表示しないでパネルで示すかを含めて、別途委員会で検討頂きたいと考えています。

A委員：表示するしないによっては調査が必要になってくると思います。来年度の調査が史跡整備に向けたものだという位置づけの話ですが、塔跡を復元していくうえで足りない情報を拾っていく調査も当然必要となってきます。これについては、次回の審議会でも議論するということがよろしいでしょうか。塔跡については、次回ですが、基本的な方針として、5区周辺と塔跡を調査するということがよろしいでしょうか。

事務局：来年度、A～D区はできれば5～6月に調査をしたいと考えています。

A委員：今年度で様相がわかってきたのでイメージしやすいのではないかと思います。5区の瓦溜りの瓦を最後どう取り上げるのかなども問題になるかと思いますが、これは来年度の審議会での審

議ということによろしいでしょうか。

事務局：来年度ご審議頂き、大阪府と相談していきたいと思います。

A委員：これについて大阪府からはなにか意見はありますか。

府職員：瓦溜りの取り上げについては、遺構の時期の認識が中世ということなので、後の時代のものであり、すべて取り上げてしまっても問題はありません。これが、奈良時代に構築されたものであるとすると保存に関する部分の問題になってきますので、それも含めて調査によってくるのではないかと思います。

A委員：瓦溜りの下層がどうなっているのかも検討課題になると思います。

D委員：塔の周りの瓦は取り上げていますか。

事務局：取り上げています。

D委員：塔跡からも瓦器が入っていましたよね。

事務局：はい。

A委員：来年度の調査の議論ができたかと思います。

(整備計画について)

F委員：整備の基本計画はいつの予定ですか。

事務局：来年、再来年度の2か年で出来ればと考えています。

F委員：指定地内で仮整備などはしていましたか。

事務局：基壇の形状である表示や史跡の説明板を設置しています。外観から見て頂ける形で仮整備としています。

F委員：来年度に何かするわけではないということですか。

事務局：ありません。

A委員：来年度の調査を受けて基本計画を進めていくということによろしいでしょうか。

事務局：そうです。

A委員：基本計画を作るにしても、5区でわかった基壇状遺構が何なのかわからないまま、基本計画を作らないといけなくなってくる。基本設計に、これを表示設計するのであれば、隣接部分を調査し、建物の性格を把握しておくことは不可欠と思います。一連の計画の中で、これをどう位置付けるのか、どの年度にやっていくのかということだと思えます。この点について事務局はいかがでしょうか。

事務局：まず、史跡地内については、地域の方を含めて整備を早い段階でしていきたいという思いがあります。来年度の調査でどのような結果になるかはわかりませんが、調査は今後も進めていくにしても、まずは整備計画を先行して作っていき、その中でここをどうしていくのかという判断をしていきたいと考えています。

A委員：G委員はいかがでしょうか。地元のほうでも早く史跡公園として整備を進めてほしいといった声などはありますか。

G委員：地域では、早く何かしらの形にしてほしいと思っています。史跡地をフェンスで囲っているのは何なのかとよく聞かれます。ですから、委員の方々の意見をもとに、早く史跡公園ができればと思っています。

A委員：地域の声を考えますと、次年度の調査を受けてすぐにでも計画を作って整備に走り出すというスケジュール的にはそうせざるを得ないということだと思えます。

3. 事務局より史跡由義寺跡保存活用計画の認定、史跡高安千塚古墳群の追加指定、由義寺跡普及啓発イベント、保存活用地域計画について報告

(高安千塚古墳群の追加指定について)

F委員：高安千塚古墳群は名称変更されるのでしょうか。

事務局：文化庁との協議では、名称変更はせずに高安千塚古墳群の構成として西塚古墳を含むと聞いています。

(保存活用地域計画について)

F委員：地域計画は別の組織で検討されるということですが、どのような専門の方々が参加されるのですか。

事務局：民俗、歴史、土地計画・景観、地域の方、観光協会、市、大阪府などで、12名で構成しています。地域計画は市のアクションプランを兼ねそなえた計画となっており、庁内の都市整備部等と庁内会議を行い、作成を進めていきます。

F委員：策定には、この審議会は全く関わらないのでしょうか。

A委員：この審議会の委員は誰も関わっていないのでしょうか。

事務局：直接は関わっていません。八尾市文化財保護審議会の委員から参加頂いています。

A委員：地域計画は、史跡活用の上位計画に位置づけられますので、その計画の中に本審議会で行おうとしていることが盛り込まれている必要があります。地域計画の素地に史跡整備の内容が盛り込まれているかどうかはかなり重要なポイントになるかと思います。現状では、その内容のチェックはそちらの委員会の事務方で確認されるということですのでよろしいでしょうか。

事務局：保存活用計画から盛り込んでいく形になると想定しています。

A委員：認定を目指している史跡由義寺跡保存活用計画の計画案そのものが、八尾市の文化財保存活用地域計画に盛り込まれることで、連動しておかなければいけないということを当委員会から要望とすることでよろしいでしょうか。当委員会では、計画を策定し、お示ししている形ですから、もちろん地域計画に盛り込まれるものであるということをお場で確認しておきます。

事務局：これまで、委員の方々には高安千塚、由義寺の計画を作成して頂きましたので、その素地については、地域計画に反映していき、場合によっては、委員の方々に確認していただく機会があるかと思しますので、その際はまたよろしくお願ひします。

F委員：できれば、どのようなものになりそうかなど、本審議会でご報告いただければ、こちらでも安心です。

A委員：来年度から、本審議会と並行した時期に地域計画の委員会があるようですから、本日のような形で報告していただければと思います。また、郡川西塚古墳は高安千塚古墳群と空間的には離れたものですが、古墳群と結びつけて史跡の追加指定ができたことが確認できました。追加指定後どうなるのかについても、今後示していただきたいと思ひます。

事務局からの連絡事項、生涯学習担当部長挨拶にて閉会

以上